

# HPV検査単独法の導入について

R6.11.5

長野県健康福祉部 保健・疾病対策課

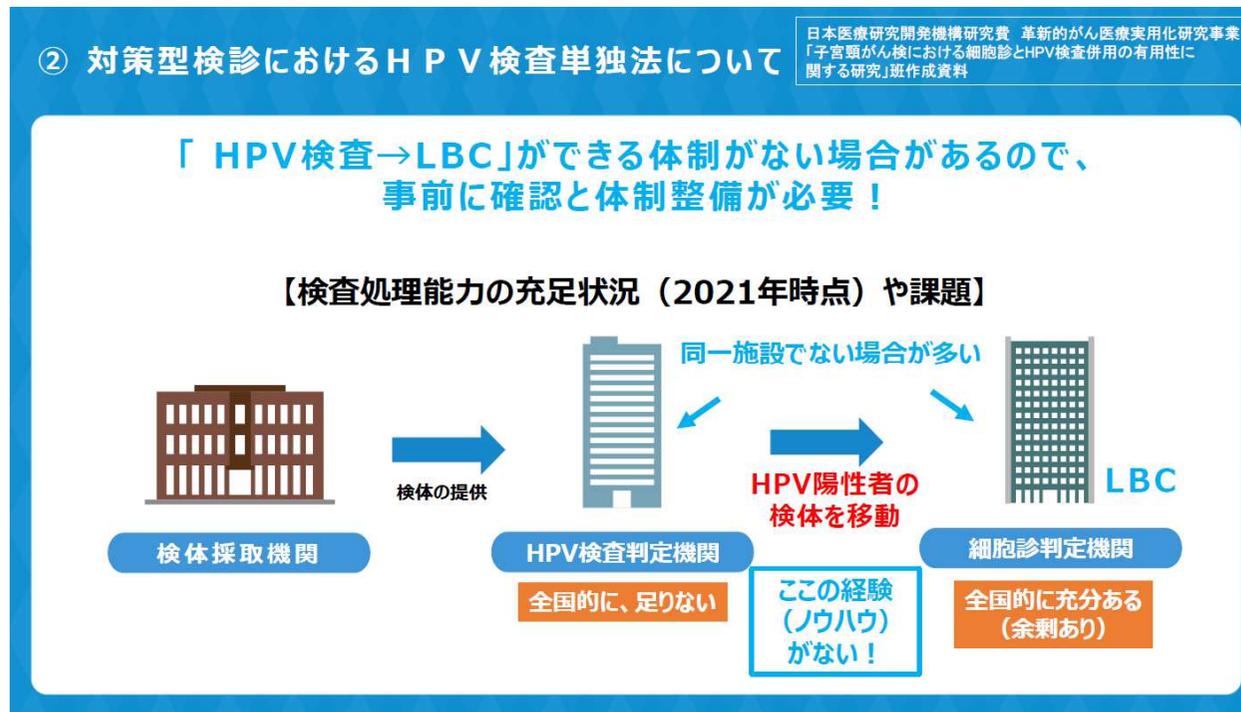
# 現状

- ◆ 厚生労働省の指針改正により、令和6年4月1日より、体制整備、関係者の理解・協力等が得られた市町村から順次HPV検査単独法の導入が可能となった。
- ◆ ポイント
  - HPV検査単独法の効果と細胞診単独法の効果は同等
  - HPV検査単独法を導入する最大のメリットは「検診間隔を5年に延長できること」（細胞診の検診間隔は2年）

# 現状 (厚労省の説明会より)

HPV検査単独法の導入について

## 【判定機関の課題】



- ◆ 検査処理能力（HPV検査判定機関）が全国的に不足している。
- ◆ HPV検査判定機関でHPV検査を実施し、陽性の場合、検体を細胞診判定機関に提供し、細胞診判定をしてもらうのだが、HPV検査判定機関と細胞診判定機関の間の物流ノウハウがない。

# 現状 (厚労省の説明会より)

HPV検査単独法の導入について

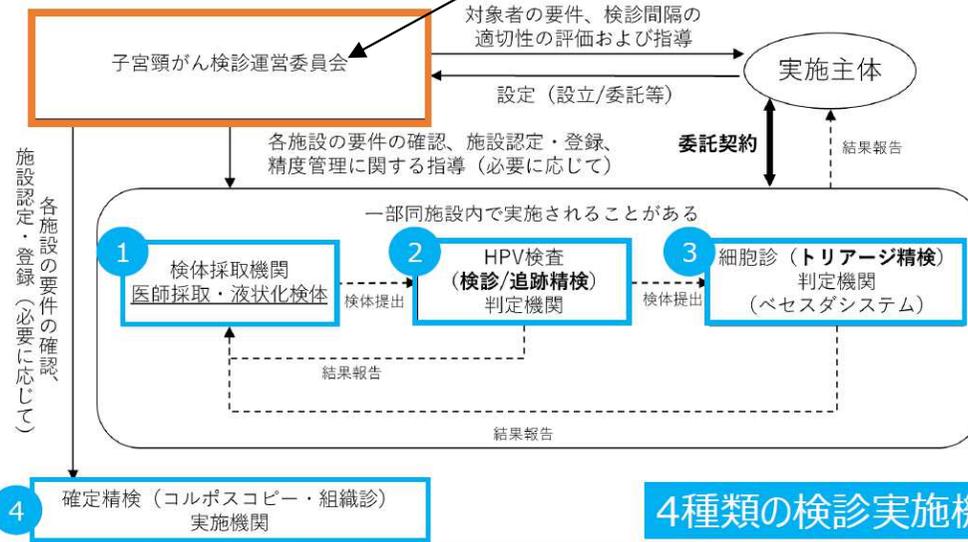
## 【自治体の課題】

自治体が主体となって設置する子宮がん検診運営委員会の設置が必要。

### ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

#### 子宮頸がん検診運営委員会と検診に関する機関

P17~



自治体は受診者の情報と検診を保存するデータベース等を有し、個別の対象者の検診受診状況を長期に追跡することが求められる。

### がん検診のあり方に関する検討会 (厚生労働省)

- ・ HPV検査は、現時点での我が国の検診実施体制では、全ての自治体での運用は難しい。
- ・ マニュアルを作成し、パイロット的な実施での運用の確認を求める声が複数あがった。

# 課題への取組経過

HPV検査単独法の導入について

## ◆ 令和5年度の取組

県 → 市町村

## ◆ 市町村にHPV検査の導入希望調査を実施。

→ 県内でHPV検査を実施している市町村は現状なし。  
時期未定だが、取り入れたいと考えている市町村は11市町村。

# 今後の対応

HPV検査単独法の導入について

- ◆ 県内のHPV検査判定機関の検査処理能力など、現状を把握し、今後の対応を検討する。